

7 市立幼稚園

歳児		3～5歳児	
要件	なし (右記以外の方)	保育が必要な理由に該当	
必要な認定	1号認定	1号認定 + 新2号認定	
① 保育料	無料		
② 預かり保育	対象外	月あたり利用日数×450円を上限(ただし月額上限11,300円)として支払免除	
③ 無償化のための手続き	不要	京都市への認定申請が必要	

※ 市立幼稚園では給食を提供していませんので、給食材料費はありません。

① 保育料について

市立幼稚園に通われる方全員の教育標準時間の保育料が無料となります。

② 預かり保育について

- (1) 対象者
保育が必要な理由に該当する方 別紙参照
- (2) 対象経費
預かり保育の利用料
- (3) 支払免除上限額
月あたり利用日数×450円 (ただし月額上限11,300円)
- (4) 支払免除方法
支払免除上限額まで利用料の支払が免除されます。



③ 無償化のための手続きについて

預かり保育の無償化の給付を受けるためには、「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

京都市にお住まいの方は、手続きに必要な認定申請書等を京都市のホームページからプリントアウト、または、各区役所・支所子どもはぐみ室で受け取っていただき、必要事項を記入のうえ、京都市幼児教育・保育事務集中室に郵送、または、各区役所・支所子どもはぐみ室に持参してください。

<認定区分ごとの必要書類>

認定区分	必要書類
新2号認定	①子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書 ②保育が必要な理由書 ③保育が必要な理由の添付書類